

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日時 平成31年3月6日(水)  
開会 午後1時25分  
閉会 午後1時54分  
3 場所 正・副議長応接室  
4 出席委員 (委員長)堀 巖、(副委員長)木村冬樹  
(委員)鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文  
黒川武議長、大野慎治副議長  
5 欠席委員 なし  
6 説明員 行政課長佐野剛、議会事務局長隅田昌輝、同統括主査寺澤頭  
7 委員長あいさつ  
8 議長あいさつ  
9 協議事項

(1) 議案の委員会付託について

統括主査：資料に基づき説明

資料のと通りの付託と決した。

(2) 陳情等文書表について

統括主査：資料に基づき説明

関戸委員：陳情第4号は要望であるので、議員配付でどうか。

木村副委員長：前回の議会運営委員会で要望について議論したところではあるが、陳情書の形式に沿ったものであることから、陳情として受け止め、所管の委員会へ送付するという意見である。要望事項は、岩倉市では既に実施されていることもあるが、陳情の取扱いでお願いしたい。

鬼頭委員：公明党は、これは要望という形であり、配布で留めても良いと考える。

堀委員長：前回の議論は副委員長の意見のとおりで、表題が要望であるから陳情ではないとするのではなくて、中身の問題である。形式的要件が陳情を具備するのか、議運としては提出者の思いを尊重したい。

木村副委員長：敢えて言うならば、要望事項の結論は出ている内容である。それはそれとして委員会で判断すれば良いと考える。

関戸委員：提出者が敢えて要望としているところに意図があるかと考える。

木村副委員長：それは前回の議運で結論が出たところと理解している。私も要望という表題に対しどうかと意見したが、形式的要件やその内容から陳情に値すると結論された。

堀委員長：「2019 年度国民健康保険料（税）に関する要望」は陳情として扱うものとし、資料のとおり 4 件の陳情を所管の常任委員会へ送付することに決する。議会運営委員会へ付託される案件は初めてであるが、委員から意見はないか。

鈴木委員：議会運営委員会への付託の想定がなく、どのように開催するか。時間や場所についてである。会期の付託委員会に記載がない。

堀委員長：請願を付託されている。請願者の陳述も考慮しなければならない。常任委員会開催時間の 1 時間前、午前 9 時、午前 8 時 30 分の開始と考えるがどうか。請願第 2 号及び第 3 号の請願者は同じである。請願第 3 号が厚生・文教常任委員会へ付託されているため、その前に議会運営委員会を開催するのが妥当と考えるがどうか。

木村副委員長：議会運営委員会を厚生・文教常任委員会開催日の日程に追加することで手続きとしてはどうか。

堀委員長：議会運営委員会委員長報告において、請願第 2 号が議会運営委員会へ付託されたらば、会期に議会運営委員会を追加する提案をする。

鬼頭委員：議会運営委員会は何時までか。

堀委員長：厚生・文教常任委員会が開催されるため、午前 10 時までである。

木村副委員長：厚生・文教常任委員会は午前 10 時開催と会期に付し承認されているため、動かさない。

堀委員長：議会運営委員会を 3 月 8 日午前 9 時から開催することに決する。

### （3）その他

黒川議長：堀議員の一般質問において、副市長の居住に係る質問があった。その中で、堀議員から全員協議会にて取り扱うとする要請があったので、議長預かりと発言させていただいた。全議員で事実を確認しながら協議することが必要と判断した。堀議員の申出のとおり、3 月 19 日の全員協議会の協議の中で行いたいと考える。執行機関は退席いただき、議員のみの協議と考えているが、議会運営委員会委員の意見を聞きたい。

堀委員長：この件は私個人の一般質問の件であるので、委員長と副委員長を交代して議事の取り回しとしたい。

木村副委員長：それではそのように進める。議長から提案された堀議員の一般質問の副市長の居住の問題について、3 月 19 日の全員協議会で、議員のみで話し合うという提案があったが、委員の意見はどうか。

（意見はなし）

木村副委員長：全員協議会にて話し合うことについては、異議なしのようで

ある。傍聴者から発言の申出があるので許可する。

傍聴者：副市長の答弁に関する疑義を全員協議会で取り扱うということであれば、副市長同席の上でと考えるがどうか。自分なりに調べたが、副市長の住民票の住所は [REDACTED] である。そこは市役所から南に100メートルに位置する。今、ここに資料を持ち得ている。

黒川議長：委員長了承であれば配布できる。

木村副委員長：資料の内容は個人的なもの、取扱いをどうするか。

傍聴者：これは個人的なものか。議会が了承した副市長である。副市長は一般質問の答弁で、居住実態は岩倉市にあり、岩倉市に納税していると発言した。それを虚偽答弁であると私は立証しようとしている。

木村副委員長：今は資料のことで、資料として配ることは良しとして、取扱いは慎重であるべきと考える。資料として配布を許可する。

(委員長の了承の元、資料を配布する。)

傍聴者：去年の5月から裁判の関係において副市長の居住実態を調査していた。副市長に就任した際の住所は扶桑町の住所である。その住所に確認に行くと100パーセント車が停まっている。扶桑町の住所に資料にあるよう車が停まっており、副市長が朝の8時過ぎに出勤されるが、その5時間前、6時間前には扶桑町の住所にこの車が置いてある。堀議員は何の情報を持って一般質問されたかはわからないが、副市長の居住実態が扶桑町にあるということは明白であると言える。しかし、副市長の住民票は岩倉市 [REDACTED] にある。これは住民基本台帳法違反であり、一般質問時の答弁によると、居住期間が往々にして1年、そのことは皆さんは理解しているか。それが何に対するものなのか私にはわからない。一般的な居住期間は、税法上の長期譲渡、短期譲渡に付随するもの、10年又は10年未満、税法上又は国勢調査に用いる言葉で他には聞かれないものとする。居住期間が1年あれば住民票を移動できるとの理屈であるが、意味がわからない。副市長の住所が [REDACTED] にあることは間違いない。それは確認してもらえば結構である。議員ならばその手立てはある。それを実行しないのであれば怠慢か、怖くて事実を知りたくないのか。副市長は選挙で選ばれたのではない。議会の承認を得て副市長に就任しているのであるから、議会に嘘をついて、居住実態が無いものを有るとして答弁しているのであれば、その副市長を私たち市民は何を信用したら良いのか。数々の答弁にひとつ嘘があれば、全てが嘘になる。扶桑町に出向いた当初は写真に収めていない。毎日ではないがランダムに訪れても、この車は確実にあった。裁判所用に

日付は網羅してある。ここに来て自転車の裁判は終結した、終結の仕方に不満があったので、その後も車の有無を確認すると停まっているので、写真に収めるようにした。先の堀議員の一般質問当日の朝の写真がある。新聞紙で車のナンバーを隠しているが、新聞紙は一般質問当日の朝刊である。なお、扶桑町の副市長自宅に停まっている車のナンバーを新聞紙で隠しているが同一の新聞紙である。写真の日時は撮った写真から日時を確認できる。扶桑町の住所には50回程度訪れているので、片目を瞑っても行けるほどである。居住実態ということであれば、扶桑町から市役所へ通勤しても良いと考え、次の地方選挙においても扶桑町で投票すれば良いが、選挙権の為だけに住所を岩倉市としているのか。小中学校の編入であれば、認められてしまうのではないか。扶桑町に住所があるのに、岩倉南部中学校へ子を通わせたいから岩倉団地へ住民票をおけば、扶桑町から岩倉南部中学校へ通うことができる。会社へ通勤する途中に中学校があるから、その中学校へ通わせる。岩倉市はこのようなことが可能なのか。

木村副委員長：論点はわかったと考える。今、この場で何かあれば発言願う。

無ければ先程の議長の提案で良いか。傍聴者は副市長に同席してと発言されているが、それくらいで良いか。

傍聴者：それに加えて、委員長よろしいか。

木村副委員長：少し待ってください。

傍聴者：それだけで良いのか尋ねられたので、副市長の■■■■の住所に住民票があるかないかを調べる手立てが議員にはあるはずなので、私が虚偽を話しているかもしれないので精査すべきと申し上げている。そのことも盛り込んでいただきたい。その手立てが思いつかない議員は次の選挙に出ない方が良い。

木村副委員長：何か議論はあるか。

堀委員長：私が一般質問したこともある。住所地の確認は私が行う。

木村委員長：堀議員が副市長の住所の確認を行う。そして、3月19日の全員協議会でそのことを含めて議論する。議長よろしいか。

黒川議長：冒頭申し上げたが、3月19日の全員協議会協議事項の中で、執行機関退席の上で議員だけの協議とする。堀議員の一般質問については先んじて会議録を作成し、各議員が確認し、その上で堀議員からどこに問題があるのか、論点を説明いただきながら各議員の意見を聞きたいと考えている。よろしく願います。

堀委員長：副市長が発言した自治法第132条であるが、私的なことを議会で発言してはならないという理解は、議員各位もわかっていただきたいと

ころである。副市長の個人的な部分、例えば、家の中でもめ事があったなどは発言してはならない。しかし、今回のことは、大野議員の一般質問において、副市長の岩倉市で居住しているという答弁に対し疑義が生じたことで私が一般質問として質問したのである。それを止められた、答えないというのは違うと考える。各議員においても協議会までに自治法の解釈をお願いする。

黒川議長：この委員会に提供いただいた資料は持つべきものではないと考える。

木村副委員長：会議終了後に提供された資料は回収するものとする。

傍聴者：私が説明したことで、住んでいることが問題ではなく、通勤していることも問題ではない。住民票を置いた■■■■に住んでいない。副市長が車通勤していることの正当性は、例えば、憶測であるが■■■■に住んでいると思わせれば、北の方からの通勤ということで誰も疑わない。だから、堀議員が住所はどこなのかという質問に対して答えられないのである。次に住所はどこかと尋ねられたら、副市長が車通勤であることは皆が知るところなので言えないのである。ここが大切な部分である。別に扶桑町から通勤することが悪いことではない。噂では■■■■や■■■■の方から通勤されている、だから車通勤も不思議ではないと思われている。そのように暗に思わせているだけである。岩倉市の住所地を探すのにかなり苦労した。

木村副委員長：論点は…

傍聴者：あなたはわかっているのか。論点がわかっているなら言ってみなさい。

木村副委員長：岩倉市の住所地が住民基本台帳法での居住実態がないという点、ここに住所が置かれているということで、偽装的なことが行われているのではないかということを経験で言われたということである。

傍聴者：偽装的なことが行われているということは、市内に居住していることが偽装なのである。岩倉市内に住んでいたとしても皆が皆、徒歩や自転車通勤というわけにはいかない。■■■■や■■■■に住んでみえる方は車で通勤される。これはおかしくない。副市長が車通勤していることのおかしさを追及されないが為に住民票の住所は言えないという経緯である。

木村副委員長：それではよろしいか。以上のように取り扱うということに決した。委員長を交代する。

1 1 その他  
特になし。